
イズホスティングサービス 利用約款

2003年6月制定

2006年10月改定

イズ株式会社

ホスティングサービス 利用約款

第 1 章 総則

(利用約款の適用)

- 第 1 条 イズ株式会社(以下、「当社」といいます。)は、ホスティングサービス利用約款(以下、「利用約款」といいます。)を定め、本利用約款に基づきホスティングサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。
- 2 第 1 1 条により本サービスの利用を申込み、第 12 条(契約の成立)に定める契約が成立した者(以下、「契約者」といいます。)は利用約款を遵守して、本サービスを受けるものとします。

(利用約款の変更)

- 第 2 条 当社は、本利用約款を随時変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用約款によります。
- 2 利用約款の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対しその内容を通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、当社のウェブページ上で変更後の利用約款を公開することをもって、変更後の利用約款が適用されるものとします。

(サービスの提供区域)

- 第 3 条 本サービスの提供区域は日本国内とします。

(サービスの終了)

- 第 4 条 当社は、本サービスを終了することがあります。
- 2 本サービスを終了するときは、終了する 1 か月前までにその旨を通知あるいは告知します。

(サポート対応)

- 第 5 条 本サービスの利用にあたり、利用方法に関するサポート対応時間は、当社営業日 10:00 ~ 18:00 とします。

(障害対応)

- 第 6 条 サーバダウン、通信障害等の緊急時の対応時間は、24 時間 365 日とします。ただ

し、契約者によるサーバ設定変更や、契約者のプログラムに起因する障害等、本サービスに関連ない障害は、対応対象外とします。

第2章 契約

(契約期間)

第7条 本サービスの契約期間は第12条(契約の成立)に定める利用開始日から起算して、1か月以上とします。

(サービスの提供内容)

第8条 当社は利用契約ごとに1台～複数台の専有サーバを提供します。詳細については別紙「ヒアリングシート」において定めるものとします。

(権利の譲渡等の制限)

第9条 本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を、当社の承認なく、他に譲渡、貸与等の行為をすることができません。

(非常事態時の利用の制限)

第10条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスを制限する措置を採ることがあります。

(契約申込)

第11条 本サービスは、当社所定のヒアリングシートに契約者が必要事項を記載し、当該ヒアリングシートに対する当社の見積もりに対して、契約者が当社所定の契約申込書を提出することによって申込みものとします。

(契約の成立)

第12条 当社が申込を承諾した場合は、利用開始日を書面もしくは電子メールにより通知します。利用契約はこの利用開始日に成立します。

(サービス内容の変更)

第13条 契約者が、本サービス内容の変更を希望する場合は、当社所定の変更申請書に契約者が必要事項を記載し、当該変更申請書に対する当社の見積もりに対して、契約者が当社所定の契約申込書を提出することによって変更を申込みものとします。

2 前項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。

- 3 第1項の申込があった場合に、技術的に困難であるなど当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込を承諾しないことがあります。この場合は契約者にその旨を通知します。

(契約者の名称等の変更)

第14条 契約者は、以下の各号に変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出るものとします。

- (1) 名称
- (2) 住所
- (3) 請求書送付先に関する事項
- (4) 担当者名、連絡先電話番号、電子メールアドレス

(契約者の地位の承継)

第15条 契約者である法人が合併または会社分割、営業譲渡などにより契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨をただちに当社に書面で通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後14日以内に、当該承継法人に書面により通知をして利用契約を解除することができるものとします。当社が解除しなかった場合、承継した法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

(当社の地位の承継)

第16条

当社は、本サービスを契約者へ事前通知をし、承諾を得た上で、別の会社に譲渡することができるものとします。承諾なき場合は、本サービスは通知から1ヶ月後に終了するものとし、承諾ある場合は、地位継承者と契約者の間で利用約款及び利用契約は引き続き有効に存続するものとします。

(契約者が行う利用契約の解除)

第17条 契約者は、利用契約を解除するときは、当社に対し解除の日の1か月前までに解除の旨及び解除するサービスなどを所定の解約申請書により通知するものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が1か月未満であるときは、解除の効力は当該通知があった日から1か月を経過する日に生じるものとします。

(当社が行う利用契約の解除)

第18条 当社は、次に掲げる事由があるときは、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 第22条（提供停止）第1項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき
- (2) 第22条（提供停止）第1項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

第3章 契約者の義務

（アカウント及びパスワードの管理）

第19条 契約者は本サービスにて提供されるアカウント及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとし、また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとし、

- 2 契約者は、アカウント及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとし、
- 3 当社は、アカウント及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとし、

（禁止行為）

第20条 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとし、

- (1) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為
- (2) わいせつなコンテンツを発信する行為、あるいはそれに類似する行為
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下、「出会い系サイト規制法」といいます。）が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為
- (4) 本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (5) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (6) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為
- (7) 未承諾の広告、宣伝、勧誘等の電子メール（いわゆる「迷惑メール」）を送信する行為
- (8) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為

- 2 契約者が本条第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとして当社で判断した場合、当社は、第22条（提供停止）に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第4章 提供中止及び提供停止

（提供中止）

第21条 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することができるものとします。

- (1) 当社の設備の保守または工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社の設備の障害等やむを得ないとき
- (3) 第10条（非常事態時の利用の制限）に基づき本サービスの利用の制限を行うとき

2 本サービスの提供を中止するときは、当社は契約者に対し、その旨とサービス提供中止の期間を事前に通知します。特に前項(1)に該当する場合は、当社は契約者に対する当該通知の到達確認をするものとします。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

（提供停止）

第22条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき
- (2) 第19条および第20条に定める契約者の義務に違反したとき
- (3) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷または重大な支障を与えたとき。
- (4) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用約款違反により契約を解除されたとき
- (5) その他、当社が不適切と判断するとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は事後に通知します。

第5章 料金等

（料金等）

第23条 本サービスの料金は、当社が別途契約者に発行する見積書のとおりとします。
ただし、サービス期間中に変更があったものについては、変更後の見積書が適用されるものとします。

(料金等の支払義務)

第24条 契約者は、第23条(料金等)の料金を支払う義務を負います。

2 第21条(提供中止)、第22条(提供停止)の規定により本サービスの提供が中止、停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

(料金等の計算方法)

第25条 本サービスの料金については、以下の各号の場合を除き、毎月計算する料金の額とします。

- (1) 利用開始月の料金の額は、当該月における本サービスを提供した期間に対応する月額基本料金を日割計算した額と初期料金の合計額とします。
- (2) 契約解除月の料金の額は、当該月における本サービスを提供した期間に対応する月額基本料金を日割計算した額とします。
- (3) 本サービスの料金を変更した月の料金の額は、変更前と変更後、それぞれの本サービス提供の期間に対応する月額基本料金を日割り計算した額の合算とします。

(料金等の支払方法)

第26条 契約者は、第23条(料金等)で定める料金に消費税を付加して、対象月の当月末日までに当社が指定する銀行口座へ現金振込により支払うものとします。その際、振込手数料は契約者が負担するものとし、当社は対象月の前月末日までに契約者へ請求書を発行するものとします。

(延滞損害金)

第27条 契約者が、料金その他の債務について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに当社が指定する方法により支払うこととします。

(端数処理)

第28条 当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、四捨五入とします。

第6章 データ等の取り扱い

(データ等の取り扱い)

第29条 本サービスにおける当社のサーバのデータが、滅失、毀損、漏洩及びその他本来の利用目的以外に使用された場合、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

- 2 契約者は、契約者のデータ等の内容について、一切の責任を負うものとします。
- 3 当社は、契約者が登録したデータ内容につき、何等の保証も行わず、その責任を負わないものとします。
- 4 契約者は、契約者のデータ等における紛争等は契約者の責任において解決するものとし、当社またはその他の第三者に迷惑をかけ、あるいは何等の損害等も与えない事とします。
- 5 解除事由にかかわらず、利用契約解除の際は、契約者は自己の責任において契約者のデータ等を削除するものとし、当該削除行為を行わなかったことに起因する損害等について当社はいかなる責任も負わないものとします。

(データのバックアップ)

第30条 本サービスにおいて、当社はサーバ設備の故障又は停止等の復旧に対応するため、契約サーバ内のデータを複製します。複製の時期と範囲については、契約者が提出した当社所定の申請書において定めるものとします。

(データの復旧)

第31条 サーバ障害時には、前条で複製したデータを基に、速やかに本サービスを復旧出来るよう、復旧作業を行います。

第7章 損害賠償

(責任の制限)

第32条 当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、契約者が本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻(以下「障害発生時刻」といいます。)から起算して、連続して24時間以上、本サービスが全く利用できなかったときに限り、損害の賠償をします。

- 2 前項の場合において、当社は、障害発生時刻における契約者との契約内容の月額料金を限度として損害の賠償をします。
- 3 第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかった場合には、この限りではありません。

(免責)

第33条 当社は、契約者が本サービスの利用に関して情報等が破損または滅失したことによる損害、若しくは契約者が本サービスから得た情報等に起因して生じた損害、その他本サービスがコンピュータウイルス等に感染したことに起因する損害等について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。ただし、当社に故意または重大な過失があった場合には、この限りではありません。

第8章 雑則

(管轄裁判所)

第34条 契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上